

# 指定外来種を飼育・販売をされる方 届出が必要です！

沖縄県希少野生動植物保護条例では、希少野生動植物に係る生態系に被害を与えるおそれがある等の理由から、指定外来種に9種を指定し、野外放逐の禁止や飼育者に適正な管理を求めています。



イノシシ (イノシシ科)  
*Sus scrofa*



ニホンイタチ (イタチ科)  
*Mustela itatsi*



インドクジャク (キジ科)  
*Pavo cristatus*



コウライキジ (キジ科)  
*Phasianus colchicus karpowi*



サキシマハブ (クサリヘビ科)  
*Protobothrops elegans*



ヤエヤママドボタル (別名 オオシママドボタル) (ホタル科)  
*Pyrocoelia atripennis*



左：オス成虫 中：メス成虫  
右：在来種を捕食する幼虫

## 本条例で規制されること

- 野外への放逐・放流は禁止します
- 飼養・栽培・保管には届出の義務があります
- 販売時には適切な飼養や生態系への被害を説明する義務があります



ウォーキングキャットフィッシュ  
(ナマズ科) *Clarias batrachus*

外来生物を増やさないために、「野生の生き物を移動させない」「飼っている生き物は逃がさない」を守りましょう！



本条例に関するお問い合わせ

沖縄県 環境部 自然保護課

TEL 098-866-2243 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

指定種について詳しくはこちら

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/shiteisyu.html>



# 飼育・栽培されている方、これから飼育・栽培される方へ

指定外来種は、生態系等への影響が懸念されることから、これらを野外に放ち、植え、またはまいてはいけません。

指定外来種を飼養、栽培、保管する場合、沖縄県への届出が必要です。

沖縄県希少野生動植物保護条例に係る各種申請・届出

(指定外来種に係る申請・届出)

検索用キーワード

沖縄県 希少種条例 届出



URL <https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/kishou-shinsei.html>

## 販売を行っている方へ

指定外来種の販売に際し、購入者に対して適切な飼育等の方法や生態系への影響について説明しなくてはなりません。

### (説明の例)

**種名** ウチワゼニクサ (ウォーターマッシュルーム)

**学名** *Hydrocotyle verticillata* var. *triradiata*

※沖縄県希少野生動植物保護条例の指定外来種に指定されており、野外放出等が禁止され、栽培者は県への届出が必要です。

#### ★飼養方法

逸出を防止するため、以下の点に注意してください。

- ・屋内の蓋付き水槽で飼養する（屋外での飼養は、基準が厳しくなります。）。
- ・排水の際は、フィルターで漉すか、排水ホースなどで行う。

#### ★生態系への影響について

以下の点に注意してください。

- ・観賞用として輸入されたものが逸出し世界各地で野生化している。
- ・水田や水路の周辺、公園のビオトープなどの湿り気のある場所に見られる。
- ・地下茎で広がり、放置するとマット状に群生するため、他の野生植物の生育を妨げてしまう。